

令和2年度AI・IoT・ロボットシステム導入トライアル補助金 Q&A

作成日: 令和2年4月6日
更新日: 令和2年4月9日

| 補助対象者について | |
|-----------|--|
| (Q1) | 県外で事業を実施するのは可能ですか？ |
| (A1) | 装置の最終設置場所は県内の事業所にしていただく必要があります。装置の稼働試験等を県外の事業所で行っていただくことは、可能ですが、事業期間終了（2021年2月28日）までに県内事業所への設置を完了してください。 |
| (Q2) | 過去にも公社の補助金を受けた企業は対象になりますか？ |
| (A2) | 過去と異なる、開発であれば対象になります。 ※詳しくは、お問い合わせください。 |

| 補助対象事業について | |
|------------|--|
| (Q3) | IoT・AI・ロボットを組み込んだ新製品の開発をしたいのですが、対象になりますか？ |
| (A3) | 製品開発は対象外です。生産ラインに組み込まれるものなどが対象となります。 |
| (Q4) | 経費の期間はいつからいつまでが対象となりますか？ |
| (A4) | 見積から支払完了までを交付決定日から2021年2月28日の期間内に行っている経費が対象となります。 ※見積書については、交付決定日以降までの有効期限の記載があるものは対象とします。 |
| (Q5) | 過去に受けた補助金で試作開発した製品を改良、量産化したいのですが、申請はできますか？ |
| (A5) | 製品開発、改良、量産は対象外です。 |
| (Q6) | IoT・AI・ロボットを活用した新たなサービス事業の開発は対象になりますか？ |
| (A6) | 新たなサービス事業の開発は対象となりません。 |
| (Q7) | ロボットシステムの、対象か対象外はどのように分けられますか？ |
| (A7) | ■対象ロボットシステム：工作機械から出されるデータ（PLCやセンサー情報等）を元に、仲介するコンピュータで何らかの判断を行い、動作指示を出すシステムであることが必要です。 ■対象外ロボットシステム：工作機械の電気信号だけでプログラムを介さずに、ロボットを動かすシステム。 |

| 補助対象経費について | |
|------------|--|
| (Q8) | 開発を行う社員やパートやアルバイトを雇用した場合の経費は対象になりますか？ |
| (A8) | 人件費は対象外です。対象となる経費は、募集要領の別表（補助対象経費）をご確認ください。 |
| (Q9) | 特許等出願に伴う先行調査費は対象になりますか？ |
| (A9) | 特許等出願費用等は対象外です。対象となる経費は、募集要領の別表（補助対象経費）をご確認ください。 |
| (Q10) | 同一の者が経営する別会社に委託することは可能ですか？ |
| (A10) | 別会社であれば可能です。ただし、委託費の補助は、補助額の1/2までを対象とします。 |
| (Q11) | 研究開発に必要な機械装置等を国外から購入、又は国外に製造委託した場合は対象になりますか？ |
| (A11) | 見積書や納品書、契約書などの関係書類により金額が確認できれば、国外からの購入や国外への製造委託も対象となります。 |
| (Q12) | 大学や公的研究機関に技術指導をお願いした場合は、技術指導費に該当しますか？ |
| (A12) | 該当します。その際、契約書など内容が確認できる書類の添付及び技術指導報告書の提出が必要です。 |
| (Q13) | 大学との共同研究に係る費用は技術指導費ですか？ |
| (A13) | 共同研究契約の内容により、下記のとおり分類されます。 技術指導費：開発内容を含まない、既にある技術、知識を基にした技術指導 委託費：上記の技術指導費以外の内容は、委託費となります。 |
| (Q14) | 研究開発用の機器として導入した機器で製品を生産してもよいですか？ |
| (A14) | 開発が終了した装置等は、生産ラインの一部としてご利用ください。 |
| (Q15) | パソコンなど、汎用性の高い機器の購入は対象になりませんか？ |
| (A15) | 事務処理等の他の用途にも使われるパソコンは対象外です。ただし、専用ラインの監視、データ分析、ロボットや自動制御機械の制御としてのみ使うと認められる場合は対象となります。 |
| (Q16) | 経費額は税抜きですか？ |
| (A16) | 税抜きの金額です。 |
| (Q17) | 現在先行して投入した資金（開発費）も対象になりますか？ |
| (A17) | 補助金の交付決定後に開始した事業のみ対象となります。 |
| (Q18) | クラウドサービスやリース、通信料など月払い契約は、対象になりますか？ |
| (A18) | 交付決定日以降に契約し、令和3年2月28日までに支払った費用が対象となります。 |
| (Q19) | 委託費と外注費の違いはなんですか？ |
| (A19) | 委託費：新しいシステムの構築に関する開発を外部業者に委託する費用※補助の上限は補助額の1/2以下。 外注費：既存の生産ラインにある装置の変更等改造費、その他電気工事等のシステム開発を含まない工事費用 |

| 事業計画書について | |
|-----------|--|
| (Q20) | 経費を出す際に、見積書を添付する必要はありますか？ |
| (A20) | 経費の妥当性がわかる書類（見積書、金額が記載されたパンフ、HPのプリント等）を提出してください。 |
| (Q21) | 1社で複数の事業計画書を提出できますか？ |
| (A21) | 事業計画書は、1社につき1件としてください。 |

| 他の補助金等との併用について | |
|----------------|--|
| (Q22) | 例えば、国のサポイン事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）との併用はできるのですか？ |
| (A22) | 同一内容での併用はできません。開発テーマが異なるなどの場合は対象となります。 経理書類は、この補助金のもののみで揃えてください。 |
| (Q23) | 他（商工会等）の補助事業との重複は可能ですか？ |
| (A23) | 同一内容の事業については重複できません。開発テーマが異なるなどの場合は対象となります。経理書類は、この補助金のもののみで揃えてください。 |

| | |
|-------|---|
| その他 | |
| (Q24) | ネットオークションで物品等を調達しても問題ありませんか？ |
| (A24) | ネットオークションは認められません。 |
| (Q25) | 採択後、事業を実施して行く途中で経費が変更になることは認められませんか？ |
| (A25) | 金額が大きく変更になる場合は変更申請書を提出していただきます。 |
| (Q26) | 機械装置を購入した場合、所有権は県となり、後日、買い取る形を取るのですか？ |
| (A26) | 所有権は申請者が持つこととなります。ただし、購入後はカタログ、仕様書等も5年間は保管する必要があります。また、固定資産台帳に記帳してください。 |
| (Q27) | 今後（来年度以降）も事業を実施していきますか？ |
| (A27) | 現段階では未定です。 |

※更新情報

| |
|--------------|
| 更新日 |
| 4月8日 A4 内容追記 |